

~~有 料 ・ 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~
~~特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書~~

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
申請・届出者 氏 名 印

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- 7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する~~第 33 条の 3 第 2 項において準用する~~第 33 条の 4 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~9. 職業安定法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

許可・届出番号		
(ふりがな) 氏名又は名称		
所 在 地 (ふりがな)	〒	□□□ - □□□□ 電話 ()
事業所	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 所在地	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		

様式第 6 号 (第 2 面)

取 扱 職 種 の 範 囲 等		
変更(廃止)年月日		
職業紹介責任者	氏 名	住 所
講 習 会 受 講 年 月 日 ・ 場 所		
変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
備 考		

なお、代表者については、職業安定法第 3 2 条第 1 項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第 3 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

記載要領

1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(12の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。

3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

4 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料」、「・特別の法人無料・地方公共団体無料・」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料」、「地方公共団体無料」及び「特別の法

人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 及び 8、9 の全文及び 7 の「第 33 条第 4 項において準用する・」、「第 33 条の 4 第 2 項において準用する」を抹消すること。

- (4) 地方公共団体無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 及び 8、9 の全文及び 7 の「第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する・」を抹消すること。

- (5) 欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例)職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例)地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例)その他

(ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など

- (6) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を 変更前の欄にも記載すること。

5 特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

- (1) 特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届書」、「職業紹介事業変更届書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「・地方公共団体」を抹消し、並びに 1 から 7 及び 9 の全文を抹消すること。

- (2) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人」を抹消し、並びに 1 から 8 の全文を抹消すること。

- 6 欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

- 7 欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

- 8 欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

- 9 欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

- 10 欄には、事業所の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

- 11 欄には、変更事項（廃止）について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

- 12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

- 13 備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日、及び場所を記載すること。